

本日検討する論点について

1. 対象事案ないし手続追行要件について

(1) 総論

今回検討する制度は、事業者による事業活動が反復継続的に行われることに伴って多数の同種被害が発生する一方、消費者個人では事案の解明が困難であること、少額の請求である場合が多いこと、消費者が被害に遭っていることを自覚しないことがあること等の消費者と事業者との間の構造的格差（参考1）等により、個々の消費者が個別に訴えを提起することによって被害救済を図るのが困難であることに鑑み、同種の請求を糾合して訴えを提起することを可能とすることにより、消費者一人当たりの費用等の負担を軽減するとともに事案全体の解明を容易にするなどして、被害救済を図ろうとするものである。

そうだとすると、制度の対象となる事案として、基本的には、多数の消費者において（多数性）、同一又は同種の事実上又は法律上の原因に基づき被害（請求権）が生じている事案（共通性）であることが要件となると考えられる（参考2）。

これを前提とした上で、更に以下の事項について検討する必要があると考えられる。

(2) 消費者被害事件について

まず、制度の対象として、消費者被害事件であることが必要と考えられるが、消費者被害事件といっても多種多様である中、どのように消費者被害事件を定義付け、対象を画するかが問題となる。

これに関しては、抽象的に「消費者紛争」を規定する用例もあるところであるが（参考3）、制度の適用範囲を明確にする観点からは、対象となる請求権（例えば、事業者により消費者に対して行われた不当な勧誘行為により当該消費者に生じた損害に関する事業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権など）又は行為（例えば、取消事由となる不当な勧誘行為など）を列挙する方式とすることも考えられる（参考4、5）。

以上について、どのように考えるべきか。

(3) 他の手続に対する優越性について

次に、今回検討する制度は、上記のような消費者被害の特性に着目して検討しているものであること、また、比較法的観点（参考6、7）を踏まえると、制度の対象ないし手続追行要件として、基本的には、当該紛争の解決にとって優れている他の方法が存在するとはいえない場合であることが必要であると考えられる。

しかし、その内容については、消費者被害において個々の消費者が個別に訴えを提起することにより被害救済を図るのが困難な理由として、いくつか

の要素が複合的に存在していると考えられることから、一律に規定するのは困難なようにも思われる。

そこで、消費者と事業者との間の構造的格差を踏まえると、消費者被害が一般的に個別訴訟による実効的な被害救済が期待できないので優越性を認めるべきという考え方や、新たな制度においてより実効的な被害回復が図られるのであれば広く手続の対象とすべきとの考え方もある一方、少額事件に限るべきとの考え方もある。

以上について、どのように考えるべきか。

(4) 共通争点の支配性について

A案、B案のいずれの考え方に立つにせよ、一段階目において共通争点を確認するものであることから、制度の対象としては、当該共通争点を確認することにより、多数の消費者の被害救済を図ることができるとともに、紛争の抜本的解決にも資するといえるような事案とするのが適当と考えられる。

このような観点からは、当該事案において、当該共通争点が支配的であることが必要と考えられる。

例えば、以下の事案で考えると、

- ・ 学納金返還請求事案（共通争点：不返還特約の効力等、個別争点：納入済みの授業料等の額、契約解除の有無及びその時期等）
- ・ 乳製品食中毒事案（共通争点：欠陥の有無及びその内容、個別争点：損害の内容及び額（症状、治療経過、稼働状況、収入など）、当該乳製品を喫飲したことにより症状が発生したといえるかという因果関係等）

学納金返還請求事案においては、共通争点には事実上・法律上の問題が多いのに対し、個別争点は大学側の資料等により比較的容易に判断することができると考えられ、共通争点が支配的といえるのに対し、乳製品食中毒事案においては、共通争点の判断が相応に困難であることもさることながら、個別争点の判断に要する審理や資料等に鑑みると、共通争点が支配的とまではいえないとも考えられる。

以上について、どのように考えるべきか¹。

(5) 係争利益の把握について

また、A案、B案のいずれの考え方に立つにせよ、一段階目の判決の結果を二段階目において消費者が有利に活用することができるようにするか（A案）、一段階目の判決の効力が対象消費者に及ぶこととする（B案）ことを踏まえると、相手方の防御権の観点からは、一段階目の手続において、

¹ なお、共通争点が支配的かどうか、そもそも何が争点であるかについては、個別の事案や被告の応訴方針により変わり得るものであることからすると、共通争点が支配的である場合を類型化して規定するのは困難と考えられる。この点については、対象事案の定め方と合わせて、別途検討することとする。

相手方が紛争全体を見越した上で、攻撃防御（主張・立証）を尽くすことができるようにするのが適当と考えられる。そのためには、一段階目の手続において、対象消費者の範囲を特定するとともに、制度の対象となる事案についても、相手方において、係争利益が概ね判明するようなものとすることが考えられる。

このような観点からすると、

- ・ 消費者と事業者との間に直接の契約関係があるような場合や、
- ・ 直接の契約関係がなくても、事業者において、被害の全体像が把握できる場合（例えば、個人情報流出事件など）

であれば、制度の対象として馴染みやすいと考えられるが、他方、

- ・ 製品事故で人身損害を伴うような場合

は、どの程度の被害者がおり、各被害者にどの程度の被害が生じているかにつき、相手方においても不明であることが多いと考えられ、概ねの係争利益も把握し難いため、制度の対象となる事案として適切でない、ということにもなる。

以上について、どのように考えるべきか。

（6）いわゆる悪質商法について

システムとして違法又は破たん必至な悪質商法事案や、商品役務の不当勧誘を組織的に行っているような事案については、勧誘の個別性が強いことや、潜在的な損害賠償請求権等を考慮すれば実質的に債務超過に陥っている場合もあることからすると、個別に勧誘の不当性を明らかにするか、端的に倒産処理をするのが適当であり、集合訴訟における一括審理の対象とするのには馴染まないとも考えられる。

他方、こうした事案であっても、クレジット会社等との関係で共通争点を確認することに意味がある場合もあり得ること、また、当該事業を開始して早期の段階では、訴訟により一定の被害回復が図れることもあり得ること、を踏まえると、他の要件を満たしている場合に、あえて、倒産処理の必要があることを理由として集合訴訟の利用を禁止するまでのことは無いのではないかと考えられる。

以上について、どのように考えるべきか。

(参考1) 消費者と事業者との間の構造的格差について

○消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が確保され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2～5 （略）

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について 契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができる こととすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

○「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」について（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第二版]』72頁）

(1) 「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」

消費者契約については、トラブルが生じたものにつきその原因を探ってみると、消費者契約における両当事者の間で意思表示（申込み、承諾）が形式的に合致していても、それらの表示から客観的に推断される意思の内容が、消費者の真意と必ずしも同じでない場合が多い。具体的には次のとおりである。

- ① 契約締結過程においては、事業者の不適切な動機付けや影響力の行使によって、意思形成が正当になされないままに消費者が契約の申込みまたは承諾を行うことにより契約が締結される。
- ② 契約条項については、消費者の意思表示に瑕疵がない場合であっても、消費者に著しく不利な内容の契約が締結されて、消費者が著しく重い義務を負ったり本来有する権利を奪われたりする。

上記の問題が生じる原因としては、消費者契約の特性ともいえる、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」（注）があげられる。

① 契約締結過程

ア 事業者は扱っている商品・権利・役務に関する内容や取引条件についての情報を、消費者よりも多くもっている（情報の量の格差）。

イ 事業者は当該事業に関し、消費者よりも交渉のノウハウがある（交渉力の格差）。

② 契約条項

ア 事業者は、当該業に関連する法律、商慣習について、一般的に消費者よりも詳しい情報をもっている（情報の質および量の格差）。

イ また、当該契約条項についても自らが作成したものであることが通常であるため、ひとつひとつの条項の意義についての知識をもっている（情報の質および量の格差）。

ウ 同種の取引を大量に処理するために、事業者によってあらかじめ設定された契約条項を消費者が変更してもらうことはほとんど現実的にありえない（交渉力の格差）。

（注）情報の質：入手される情報の詳しさ， 入手される情報の正確性，

入手される情報の整理の度合い

情報の量：入手される情報量

したがって、本法においては、消費者と事業者との間に存在する、契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」（以下、便宜の観点から「情報・交渉力の格差」とする）に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程および契約条項に関して、消費者が契約の全部または一部の効力を否定することができるようにする場合を、新たに定めることとしたものである。

(参考2) 多数性、共通性について

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（選定当事者）

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2～5 （略）

○「多数」について（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ』315頁）

[2] 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないもの

- (1) 共同訴訟人となるべき者が多数であることを要する。もつとも、多数とはいかなる数かについて、法律上の限定は無く、2人以上であればよいとされている。しかし、2、3人であれば、選定当事者制度を利用する実益も少なく、実際上も相当多人数でないと選定当事者を選定しないようである。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（共同訴訟の要件）

第三十八条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

○共同訴訟の意義について（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ』374頁）

1 共同訴訟の意義

- (1) 訴訟において対立する原告と被告のいずれか一方または双方が複数である場合を共同訴訟という。その複数の原告又は被告を、それぞれ共同原告・共同被告と呼び、総称して共同訴訟人と呼ぶ。

○権利又は義務が「同一の事実上および法律上の原因に基づくとき」について（伊藤眞『民事訴訟法[第3版4訂版]582頁』）

訴訟物たる権利関係の基礎たる事実上および法律上の原因が同一であるときには、たとえ権利関係の共通性が認められないときでも、共同訴訟の要件が満たされる。たとえば、同一の不法行為にもとづく数人の被害者による損害賠償請求や、売買の無効を原因として買主および転得者を被告とする売主の移転登記抹消請求などがこれにあたる。

○「権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくとき」について（伊藤眞『民事訴訟法[第3版4訂版]582頁』）

権利関係の実体法上の性質が同種と評価される場合にも、共同訴訟の成立が認められる。たとえば、約束手形の振出人および裏書人に対する請求や、数通の手形振出人に対する請求、数個の土地について所有者が占有者に対して明渡しを求める場合などがこれにあたる。この類型においては、共同訴訟人に関する請求相互間の関係は、前二者と比較すると希薄であり、したがって併合請求の裁判籍も認められない（7但書）

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（大規模訴訟に係る事件における受命裁判官による証人等の尋問）

第二百六十八条 裁判所は、大規模訴訟（当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟をいう。）に係る事件について、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所内で証人又は当事者本人の尋問をさせることができる。

○「著しく多数」について（法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』316頁）

ここにいう「当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟に係る事件」として、どの程度の人数であればこれに該当するかは、一律には画し難い点もありますが、過去の公害訴訟や薬害訴訟においては、原告数だけで100人を超える事件があり、これらの事件は「大規模訴訟」の範疇に含まれることになると考えられます。

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（差止請求権）

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第4条第1項から第3項までに規定する行為（同条第2項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2～4 （略）

○「不特定かつ多数の消費者」について（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第二版]』260頁）

（１）「不特定かつ多数の消費者」

上記のような趣旨から、差止めの対象となる事業者の行為としては、拡散する蓋然性を有することが必要と考えられるから、差止めの要件としても、当該行為が特定または少数の消費者に対して行われているだけでは足りず、「不特定かつ多数の消費者」に対して現に行われている場合または行われるおそれのある場合であることを必要としている（第1項から第4項まで）。ここで、「不特定かつ多数」とは、特定されていない相当数という意味であり、例えば、特定の販売組織の会員や特定の職業に従事する者を対象として勧誘するような場合においても、その対象となる者が容易に拡散し得る場合には、この要件に該当すると考えられる。

(参考3) 国民生活センターの重要消費者紛争解決手続の対象

○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）

（定義）

第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関して消費者（個人（事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）又は消費者契約法（平成12年法律第61号）第12条の2第1項に規定する差止請求を行う適格消費者団体（同法第2条第4項に規定する適格消費者団体をいう。）と事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）との間に生じた民事上の紛争をいう。

2 この法律において「重要消費者紛争」とは、消費者紛争のうち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものをいう。

○独立行政法人国民センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）

（重要消費者紛争）

第一条 独立行政法人国民生活センター法（以下「法」という。）第一条の二第二項の内閣府令で定める消費者紛争は、次の各号のいずれかに掲げるものであって独立行政法人国民生活センター（第三十四条において「センター」という。）が指定するものとする。

一 同種の被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれがある事件に係る消費者紛争

二 国民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事件に係る消費者紛争

三 前二号に掲げるもののほか、争点が多数であり、又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により紛争解決委員会（以下「委員会」という。）が実施する解決のための手続によることが適当であると認められる消費者紛争

(参考 4) 消費者安全法の消費者事故等の定義

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条

1～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）
- 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

○消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）

（消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）

第三条 法第二条第五項第三号 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

- ハ 消費者が事業者に対し、消費者の住居又は消費者が業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- ニ 消費者が事業者に対し、当該契約の締結について勧誘し、又は消費者が当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約をしようとしている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。
- 四 次のイ又はロのいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。
 - イ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約
 - ロ 消費者契約法第八条第一項、第九条又は第十条の規定その他の消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって無効とされる契約の条項を含む契約
- 五 消費者との間の契約に基づく債務又は当該契約の解除若しくは解約によって生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく、拒否し、又は著しく遅延させること。
- 六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に違反して景品類を提供すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に係る事業者の行為の規制に関する法律の規定であって、消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものに違反する行為をすること。

○消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）

（消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定）

第二条 令第三条第四号イの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

- 一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項及び第三十五条の三の十六第一項

- 二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条の三第一項、第二十四条の二第一項、第四十条の三第一項、第四十九条の二第一項及び第五十八条の二第一項
- 三 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項まで

（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定）

第三条 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の九第十項
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の四第十項
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の六第五項
- 四 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十四条の二第九項、第三十七条の二第四項、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項及び第四十二条第二項
- 五 利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条、第四条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第二項及び第六項並びに第九条
- 六 国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十五条第一項
- 七 割賦販売法第五条第二項、第十八条の五第七項、第二十七条第二項、第三十条の二の四第二項、第三十条の四第二項、第三十五条第二項、第三十五条の三の十第十五項、第三十五条の三の十一第十五項、第三十五条の三の十二第八項、第三十五条の三の十七第二項、第三十五条の三の十九第二項及び第三十五条の三の三十四第二項
- 八 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第三十六条第二項及び第四十条第三項
- 九 特定商取引に関する法律第九条第八項、第二十四条第八項、第四十条第四項、第四十条の二第六項、第四十八条第八項、第四十九条第七項及び第五十八条第四項
- 十 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第三条第三項
- 十一 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第三条
- 十二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十二条第一項
- 十三 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第八条第四項及び第九条第三項
- 十四 借地借家法（平成三年法律第九十号）第九条、第十六条、第二十一条、第三十条、第三十七条及び第三十八条第六項
- 十五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第十二条第四項

- 十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十六条第四項
- 十七 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百九条第十項
- 十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第二項及び第九十五条第二項
- 十九 消費者契約法第八条第一項、第九条及び第十条
- 二十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十四条
- 二十一 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）第八条
- 二十二 保険法（平成二十年法律第五十六号）第七条、第十二条、第二十六条、第三十三条、第四十一条、第四十九条、第五十三条、第六十五条、第七十条、第七十八条、第八十二条及び第九十四条

（事業者の行為の規制に関する法律の規定）

第四条 令第三条第七号の内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

- 一 特定商取引に関する法律第十七条、貸金業法第十六条第三項、割賦販売法第四条第一項その他これらに類する契約の締結に係る規定
- 二 特定商取引に関する法律第十条第二項、貸金業法第十八条第一項、割賦販売法第六条第二項その他これらに類する契約の履行に係る規定
- 三 特定商取引に関する法律第十条第一項、割賦販売法第六条第一項その他これらに類する契約の申込みの撤回、解除又は解約に係る規定

○生命・身体被害以外の消費者事故等について（消費者庁消費者安全課ほか編『逐条解説消費者安全法』37頁）

【図表1-2】生命・身体被害以外の消費者事故等

①虚偽・誇大な広告・表示（政令 § 3①）		
②消費者が申込みの撤回・解除・解約をすることを妨げる行為（政令 § 3②）	②-1 不実告知・事実不告知（政令 § 3②イ）	
	②-2 断定的判断の提供（政令 § 3②ロ）	
	②-3 不退去（政令 § 3②ハ）	
	②-4 監禁（政令 § 3②ニ）	
③契約締結・履行、申込みの撤回・解除・解約に関して、消費者を欺き、威迫し、困惑させる行為（政令 § 3③）		
④不当な契約締結又はその勧誘（政令 § 3④）	④-1 法律により取消事由となる不当勧誘による契約（政令 § 3④イ）	④-1-1 消費者契約法上の不当勧誘（政令 § 3④イ、府令 § 2③）
		④-1-2 割賦販売法上の不当勧誘（府令 § 2①）
		④-1-3 特定商取引法によって取消事由となる不当勧誘（府令 § 2②）
	④-2 法律が無効とする契約条項を含む契約（政令 § 3④ロ）	22 法律が無効とする各種契約条項（府令 § 3）
⑤債務不履行等（政令 § 3⑤）		
⑥違法景品類の提供（政令 § 3⑥）		
⑦その他消費者利益の保護に資する行為規制違反行為（政令 § 3⑦）	⑦-1 契約の締結に関する行為規制違反	再勧誘禁止、適合性原則違反、書面交付義務違反（府令 § 4①）
	⑦-2 契約の履行に関する行為規制違反	損害賠償請求の制限違反、書面交付義務違反（府令 § 4②）
	⑦-3 契約の申込撤回・解除・解約に関する行為規制違反	キャンセル料の制限違反（府令 § 4③）

(参考5) 適格消費者団体による差止請求

○ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（差止請求権）

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項（第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示

又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(差止請求の制限)

第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条又は特定商取引に関する法律（昭和三十七年法律第五十七号）第五十八条の四から第五十八条の九までの規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があった旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求（第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」という。）を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

2 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をするを妨げない。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

(適格消費者団体の差止請求権)

第十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

（訪問販売に係る差止請求権）

第五十八条の四 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この章において単に「適格消費者団体」という。）は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
 - イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
 - ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項
 - ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項
 - 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
 - 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 第九条第八項（第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約
 - 二 第十条の規定に反する特約

(通信販売に係る差止請求権)

第五十八条の五 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

(電話勧誘販売に係る差止請求権)

第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第二十一条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第二十四条第八項に規定する特約

二 第二十五条の規定に反する特約

(連鎖販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の七 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号において同じ。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

- 2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 第四十条第四項に規定する特約
 - 二 第四十条の二第六項に規定する特約

(特定継続的役務提供に係る差止請求権)

- 第五十八条の八 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為
 - 二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
 - イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）
 - ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質
 - ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項
 - ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項
 - 三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十八条第八項に規定する特約

二 第四十九条第七項（第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する特約

（業務提供誘引販売取引に係る差止請求権）

第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実にあると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第五十八条第四項に規定する特約

二 第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約

(適用除外)

第五十八条の十 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。

一 第二十六条第一項 第五十八条の四から第五十八条の六まで

二 第二十六条第五項 第五十八条の四

三 第二十六条第六項 第五十八条の六

四 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八条の六第二項（第二号に係る部分に限る。）

五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項（第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。）

六 第五十条第一項 第五十八条の八

七 第五十条第二項 第五十八条の八第二項（第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項（第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に反するものに係る部分に限る。）

八 第五十八条の三第三項 前条第二項（第二号に係る部分に限る。）

(参考6) 諸外国における集合訴訟の要件

国名	金銭請求における請求内容の要件	手続追行の要件
<p>米国 (連邦民事訴訟規則 b (3) 型)</p>	<p>クラス代表者の請求が 75,000 ドルを超えているか、100 人以上のクラスであって合計額が 500 万ドルを超えていること (連邦管轄があることが前提となるため)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 多数性 ② 争点の共通性 ③ 代表の請求の典型性 ④ 代表の適切性 ⑤ 共通争点が他の争点に優越するものであること (支配性) ⑥ 他の手段よりもクラスアクションが適切と認められること (優越性)
<p>カナダ (オンタリオ州)</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 訴答書面 (訴状) に訴訟原因が示されていること。 ② クラスが識別可能であること (構成員の特定までは不要) ③ 代表原告が一定の要件を具備していること ④ クラスに共通の争点が存在すること ⑤ クラス訴訟が訴訟手続として望ましいこと
<p>カナダ ケベック州</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 各構成員の請求が、同一、類似又は関連する、法律上又は事実上の問題を提起すること ② 主張されている事実が求められている結論を正当化すると見られること ③ クラスの構成により他の訴訟形態の適用が困難又は実際的でないこと ④ 裁判官が代表の地位を付与する構成員がすべての構成員の適切な代表者であることを保障できること
<p>デンマーク</p>	<p>(オプト・アウト型について) 少額請求のため個別訴訟が期待できないことが明らかであり、オプト・インを待つことも当該請求の扱いとして不適切である場合 少額とは、法案の理由書等で</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 複数の者に共通する請求であること ② 請求の審理のためにクラスアクションが最良の方法であること ③ クラスのメンバーが特定可能で、訴訟手続につき適切な方法で通知が可能であること ④ クラスの代表者の選任が可能であること

	は、1人当たり、2,000デンマーククローネ（約3万円）以下の請求とされていたようである。	
ノルウェー	（オプト・アウト型について） 請求金額が非常に小さく、相当多数の者にとって個別訴訟の提起が困難であり、 かつ、個別審理の必がある争点が生じることはないと判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 複数の者に共通する請求であること ② 請求の審理のためにクラスアクションが最良の方法であること ③ クラスのメンバーが特定可能で、訴訟手続きにつき適切な方法で通知が可能であること ④ クラスの代表者の選任が可能であること
スウェーデン	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該訴訟が、当該団体の構成員間で共通の、または同様の性質の状況に基づくものであること ② 訴訟申立てが、当該集団の構成員による請求の根拠に関して、他の請求から相当程度に一致しないという判断をされないこと ③ 当該申立ての大部分が、個人的な訴訟によっては同程度に十分には追求され得ないものであること ④ 当該集団が、その規模、範囲、その他の点を考慮して適切に特定できるものであること ⑤ 集団代表が集団の構成員を適切に代表するものと判断できること
ブラジル	—	<p>同種個別的権利（共通の原因から生じる権利）に関する請求であること。</p> <p>※そのほか、拡散的権利、集合的権利の保護を目的とする訴訟も提起し得る。</p>

(参考7) 米国クラス・アクション（連邦民事訴訟規則 b（3）型）における優越性の要件について

○米国連邦民事訴訟規則23条（b）（3）

（3）裁判所が、クラスの構成員に共通する法律又は事実に関わる問題が各構成員個人にのみ関わる問題に優越すると認め、かつ、クラス・アクションが紛争の公正で効果的な裁判のための他の方法より優れていると認めた場合。この認定に際しては以下に掲げる事項を考慮するものとする。

- （A）クラスの個別構成員が個々の訴訟で個別的に請求及び防御をなすことに関して有する利益
- （B）その紛争に関してクラスの個別の構成員が既に開始し又はその者に対して開始された訴訟の範囲と性質
- （C）請求に関する訴訟を特定の法廷地に集中させることが望ましいか否か
- （D）クラス・アクションの管理に際して予想される困難

※訳文は渡辺恒之ほか編訳『英和对訳アメリカ連邦民事訴訟規則』による。

○上原敏夫「集団的救済制度の基礎的研究—ドイツ法とアメリカ法を中心として—」法学研究11巻222頁

4 Cochet v. Avis Rent-A-Car System, Inc.

百社を超えるレンタカー業者が協定をして利用者から一回あたり一ドルの超過手数料（surcharge）を徴収し、またこの手数料について利用者を欺罔した、として原告がレンタカー利用者のクラス（五〇万ないし一五〇万人と主張されている）を代表して提起した訴訟である。これに対し被告はクラスメンバーの一部約六万人に対して未払レンタル料など合計一五〇万ドルの支払いを求める反訴を提起した。裁判所は、大略次の理由で本件クラスアクションは維持不可能と判示した。

（中略）

第二に、反訴の被告とされたクラスメンバーは除外の申出をする可能性が大きいから、クラスアクションの維持を認めることはこれらのメンバー自ら積極的に除外の申出をしなければならないという負担を与えることになる。また、通知、損害の算定及び分配に相当の費用がかかるのに、メンバー各人の受け取る賠償金はレンタカーの利用一回毎に1ドル（三倍賠償として三ドル）にすぎず、手続の公正及び効率の点で他の手続より優れているとは言えない。

（中略）

5 In re Hotel Telephone Charges

四七のホテルチェーン及び六百のホテルが協定してホテルの宿泊料に理由のない電話サービス料金を加算したと主張する原告が、四千万人のホテル利用者を代表して三倍賠償を

求めたクラスアクションである。クラスメンバー一人あたりの損害額は二ドルと当事者間で合意が成された。第一審は維持可能性を認めたが第二審は大略次のように述べてこれを覆した。

(中略)

メンバー各人の受ける賠償金は六ドルにすぎず通知の費用だけでほとんど費消されてしまうのであり本件の主たる受益者は原告の代理人であるに過ぎない。従って時間と費用のかかるクラスアクションが他の手続より優れているとは言えない。

○第一東京弁護士会司法研究会編『集団代表訴訟（クラス・アクション）の研究』30頁

23条b項(3)号は、クラス・アクションとして訴訟を遂行しうる場合として、裁判所が、クラス構成員に共通する法律上又は事実上の争点が個々の構成員だけに影響する争点に比して重要であり、かつ、事件の公正かつ能率的な審判のためにクラス・アクションが他の利用可能な手続に比べて優れていると認めることを要件として規定する。

本号は、裁判所が個々の判断を為すよりも、統一して一回的に判断を為すことの方が重要であると認めた場合、クラス・アクションとして処理することを許容する。換言すれば、本号はクラス・アクションを、訴訟経済に資する有効な手段として利用することを意図するものである。

○大村雅彦・三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』231頁

誰の目にも明らかなことが1つある。それは、規則23条が、クラス・アクションの認可について、裁判官に大幅な自由ないしは裁量を認めたということである。たとえば、23条(b)(3)の下では、クラス・アクションという形態をとることが他の訴訟形態よりも「優れている」かどうか問題となるが、この要件の判断は、原告の請求に根拠がありそうかどうか、また、1つのトピックに関する必要なすべての司法活動を単一のクラス・アクションによって一括できそうな場合に個別訴訟の繰り返しをさせることが賢明かどうかについての、裁判官個々人の考えによって左右されることになる。

2. 共通争点とすべき事項について

(1) 集団的な消費者被害事案において、共通争点としてどのようなものがあり、どのような事項について確認を求めるとするか。

①具体的な事案における検討（参考8）

ア 学納金返還請求事件においては、共通争点として以下のような事項が考えられる²。

- a 在学契約の法的性質
- b 在学契約の成立時期の考え方
- c 在学契約を解除することができるか、解除した場合の学納金の取扱い
- d 不返還特約の性質
- e 在学契約に消費者契約法が適用されるか
- f 不返還特約の消費者契約法上の効力（消費者契約法第9条第1号に規定する「平均的な損害の額」を超える部分について不返還を定めていることになるか。）

イ 個人情報流出事件においては、共通争点として以下のような事項が考えられる。

- a 流出した情報がプライバシーに当たるか、センシティブ情報あるいは機微情報といえるか（個人情報流出の事実の有無及びその態様）
- b 受託者の注意義務違反（個人情報の管理体制）
- c 使用者責任を負うといえるか実質的指揮監督関係の有無、民法第716条の適用があるかどうか。

ウ モニター商法事件においては、事業者に対する請求については、モニター特約付寝具販売契約の公序良俗違反該当性など、信販会社に対する請求については、割賦販売法第30条の4を適用することが信義則上許されないかが共通争点として考えられる。

②法律関係の確認について

まず、法律関係の確認については、それが多数の消費者の権利関係を判断する上で前提となるものである限り、それについて確認することができれば、多数の消費者の権利関係を明らかにすることにつながり、紛争の抜本的解決に資することが多いと考えられる（例えば、学納金返還請求事件では、不返還特約が消費者契約法第9条第1号にいう「平均的な損害の額」を超える部

² なお、中心的な争点はfであり、aないしeについては、fを判断する前提となるものと見ることができる。

分について不返還を定めているかどうかについて確認することができれば、多数の消費者の不当利得返還請求権の存否を明らかにすることにつながり、紛争の抜本的解決に資するといえる。)

③事実の確認について

事実の確認であっても、例えば、個人情報流出事件については、事業者が当該個人情報の流出について責任があるかどうかを確認すれば、多数の消費者の権利関係を明らかにすることにつながり、紛争の抜本的解決に資すると考えられる³。

④まとめ

以上の検討を踏まえると、確認を求める事項としては、事業者の特定の行為ないし結果に対する何らかの法的な評価、具体的には、

ア 事業者の行った法律行為の有効性などの法律関係

イ 独立した攻撃防御方法

ウ 事実行為の違法性評価及び事業者の主観的認識の評価（故意又は過失など）といった法的な評価を踏まえた事実関係

のうち、多数の消費者の権利関係を明らかにすることにつながり、紛争の抜本的解決にも資するもの（共通争点の支配性があり、確認の利益があるもの⁴）とすることが考えられるのではないか。

³ もっとも、生の事実は、際限なく細分化する恐れがあるが（例えば、個人情報流出事件において、当該個人情報がどのように収集され、どのように保管されていたか、アクセス制限をどのように行っていたか、サーバー移設作業をどのように行ったか、その際アクセス制限をどのように設定したかなど、注意義務違反を認定するに当たって前提となる事実関係は多数ある。）、これらの個々の事実を確認したところで、それのみでは、必ずしも権利関係を明らかにすることにはつながらないと考えられる。また、行為者の注意義務違反、実質的指揮監督関係の有無などの共通争点を個別に確認するのみでは、紛争の抜本的解決につながらないことが多いと考えられるが、一方で、具体的な事情によっては、相手方が行為者の注意義務違反は争わず、実質的指揮監督関係の有無のみを争う、などということもあり得るため、ある主要事実を確認することによって、紛争の抜本的解決が図れる場合もあり得ると考えられる。

⁴ 多数の消費者の権利関係を明らかにすることにつながり、紛争の抜本的解決にも資するといえるかどうかについては、個別争点にどのようなものがあるか、また、その審理にどの程度の時間・労力を要するか等の観点も踏まえて検討する必要があると考えられる。

(2) 請求の趣旨（ないし一段階目の判決を求める申立ての趣旨）の記載について

請求の趣旨（ないし一段階目の判決を求める申立ての趣旨⁵）には、上記のような法律関係や事実についての確認を求める旨を記載すべきである。

法律関係について確認を求める場合には、どのような法的構成により法律関係が有効又は無効というのか、事実について確認を求める場合にもその法的評価を伴って確認するのであるから、法的構成を明らかにする必要があると考えられる。

また、一般に、確認の訴えにおいては、どのような者との間で確認がされるのか明らかにする必要があると考えられるので、対象消費者の範囲の特定が必要であると考えられる（なお、対象消費者の範囲の特定の方法については別途検討することとする。）。

そこで、請求の趣旨の記載の方法としては、例えば、学納金返還請求事件においては、「原告と対象消費者との間の在学契約における学納金の不返還特約は消費者契約法第9条第1号に反し無効であることを確認するとの判決を求める。」とすることが考えられる（参考9）。

以上について、どのように考えるべきか。

⁵ なお、一段階目の手続において、共通争点たる法律関係などを訴訟物として捉えると、請求の趣旨において、共通争点の確認を求めることとなる。一方、一段階目の手続において、個々の消費者の有する請求権を訴訟物として捉えると、請求の趣旨としては、「金〇×円を支払えとの判決を求める。」とするか、「〇×債務の存在しないことを確認するとの判決を求める。」とすることなどが考えられる。もっとも、その場合でも、中間的判決（一段階目の判決）においては共通争点の確認を求めることとなるので、中間的判決（一段階目の判決）を求める申立てにおいて、共通争点の確認を求めることとなる。

(参考8) 具体的な事案における検討

	共通争点	個別争点 (対象消費者の範囲に含まれていることについては除く。)	対象消費者の範囲	二段階目の手続において判断を求める事項
学納金返還請求事件	<ul style="list-style-type: none"> ① 在学契約の法的性質 ② 在学契約の成立時期の考え方 ③ 在学契約を解除することができるか、解除した場合の学納金の取扱い ④ 不返還特約の性質 ⑤ 在学契約に消費者契約法が適用されるか ⑥ 不返還特約の消費者契約法上の効力 (消費者契約法第9条第1号に規定する「平均的な損害の額」を超える部分について不返還を定めていることになるか。) 	<p>契約解除の有無及び時期</p> <p>※学納金の額は学科ごと一律であると思われる。</p>	<p>特定の年度における特定の大学・学部の入試を受験し合格し、学納金を納入したが入学を辞退した者</p>	<p>納入済みの授業料等相当額の返還 (在学契約解除に基づく不当利得返還請求)</p>

個人情報流出事件	<p>① 流出した情報がプライバシーに当たるか、センシティブ情報あるいは機微情報といえるか（個人情報流出の事実の有無及びその態様）。</p> <p>② 受託者の注意義務違反（個人情報の管理体制）</p> <p>③ 使用者責任を負うといえるか（実質的指揮監督関係の有無、民法第 716 条の適用があるかどうか）。</p>	損害額（ただし、迷惑メールの受信などの被害がある者とないが、その他の個別事情は、金額に反映されていない。）	流出した情報に個人情報が含まれている者	慰謝料の請求（使用者責任に基づく損害賠償請求）
ダンシング・モニター商法事件	<p>（事業者関係） モニター特約付寝具販売契約の公序良俗違反該当性</p> <p>（信販会社関係） 割賦販売法第 30 条の 4 を適用することが信義則上許されないか。</p>	（事業者関係） 寝具の購入額	<p>（事業者関係） モニター特約付寝具販売契約を締結し、寝具を購入した者</p> <p>（信販会社関係） 当該寝具の購入に関し、信販会社の立替払いを受けた者</p>	（事業者関係） 寝具の購入額相当の不当利得返還請求（モニター特約付寝具販売契約の無効に基づく不当利得返還請求）

(参考9) 請求の趣旨について

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（訴え提起の方式）

第百三十三条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因

（判決書の記載事項）

第二百八十条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

○「請求の趣旨」について（伊藤眞『民事訴訟法』第3版4訂版167頁）

2 請求の趣旨

請求の趣旨とは、訴えをもって審判を求める請求の表示を意味する。したがって、原則として請求認容の判決主文に対応し、給付判決の場合には、債務名義として執行によって実現されるべき被告の義務を明らかにする。（中略）いずれの場合でも、請求の趣旨は、請求を特定し、それに対応する被告の防御の目標を定める。もっとも、確認訴訟の場合には、対象となる権利関係を記載する請求の趣旨自体によって訴訟物が特定されるが、給付請求及び形成訴訟については、給付の内容や形成の目的が複数の権利関係によって基礎づけられる可能性があり、請求の趣旨のみによって訴訟物が特定されるとは言えない。これに関しては、後に述べる訴訟物論の議論がある。

○中間判決の主文の例

東京地判昭和33年7月19日中間判決

事案：原告が国に対して、国が原告の所有する施設等を接收したことにより、施設等の運用により得られたであろう利益を得ることができなかつたとして、逸失利益の補償を求めた事案

主文：「本件につき被告は原告に対し損失補償の責任がある。」

東京地判昭和43年10月17日中間判決

事案：交通事故被害者である原告が、同事故加害車両の所有者である被告に対し、損害賠償を請求し、被告が免責の抗弁を主張した事案。

主文：「本訴請求中、原因は一部理由がある。」

なお、判決中の判断において、原告と被告の過失割合についておよそ7対3と認めるのが相当であるという判示があり、数額の点は別としてその限度で理由があるとしている。

岐阜地裁昭和 44 年 12 月 25 日中間判決

事案：実用新案権侵害による損害賠償請求がなされた事案

主文：「本訴請求中、請求の原因（損害の数额の点を除く）は理由がある。」

大阪地裁昭和 50 年 3 月 31 日中間判決（いわゆる千日デパートビル火災事件）

事案：ビル所有者と賃借人らとの間に締結された保安管理契約の債務不履行に基づく損害賠償請求において、被告が保安管理契約の存否及び被告の帰責事由の存在を争った事案

主文：「本訴請求（昭和四七年五月一三日別紙目録（一）記載の建物の工事中の火災事故による損害賠償請求事件）につき、被告に保安管理契約の債務不履行に基づく責任がある。」

東京地裁平成 13 年 5 月 25 日中間判決

事案：被告の製造販売するデータベースが、原告の開発したデータベースを複製した者であると主張し、原告が被告に対し、著作権侵害又は不法行為を理由として、被告のデータベースの製造等の差止め及び損害賠償を請求した事案

主文：「甲事件の請求中、不法行為に基づく損害賠償請求の原因は理由がある。」

(参考 10) 確認の利益について

1. 確認の利益に関する一般論

確認の対象となり得る訴訟物は、「現在の」「法律関係」であること（「過去の」「事実関係」は対象とならない。過去の法律関係を確認しても現在の法律関係は変化している可能性があり、事実自体を確認しても紛争の法的解決には迂遠であることから。）が原則。

しかし、以下のような考え方もある。

- ① 過去の事実関係であっても、その確認が現在の法律関係をめぐり紛争の抜本的解決に適切、かつ、不可欠であるような場合には、確認の対象として差し支えない、という考え方（伊藤眞『民事訴訟法』第3版4訂版149頁）。
- ② 過去の権利関係の存否、過去の法的行為の有効・無効、将来の法律関係の存否であっても、あるいはさらに事実の確認であっても、（狭義の）確認の利益が認められる限り許される、という考え方（兼子一ほか『条解民事訴訟法』809頁）。
- ③ 単なる生の事実の確認はできないが、法律的評価を伴った事実は利益のある限り確認の対象となり得る、という考え方（谷口安平『口述民事訴訟法』124頁）。

2. 判例

① 国籍訴訟（最大判昭和32年7月20日民集11巻7号1314頁）

「Xの戸籍簿には、現に、右国籍の離脱ならびに回復に関する記載のなされていることは、原判決の確定するところであり、かかる戸籍の訂正をするには戸籍法116条によって、確定判決を必要とすることはあきらからであるから、Xは、少なくともこの点において、本訴確認の判決を求める法律上の利益を有する。」

② 親子関係存在確認の訴え（最大判昭和45年7月15日民集24巻7号861頁）

「親子関係は、（中略）身分関係の基本となる法律関係であり、それによって生じた法律効果につき現在法律上の紛争が存在し、その解決のために右の法律関係につき確認を求める必要がある場合があることはいうまでもなく、戸籍の記載が真実と異なる場合には戸籍法116条により確定判決に基づき右記載を訂正して真実の身分関係を明らかにする利益が認められる」

大隅健一郎裁判官補足意見「現在の権利または法律関係の個別的な確定が必ずしも紛争の抜本的解決をもたらさず、かえって、それらの権利または法律関係の基礎にある過去の基本的な法律関係を確定することが、現に存する紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要と認められる場合のあることは否定しがたいところであって、このような場合には、過去の法律関係の存否の確認を求める訴であっても、確認の利益があるものと認めて、これを許容すべきものと解するのが相当である。」

③ 遺言無効確認の訴え（最判昭和 47 年 2 月 15 日民集 26 卷 1 号 30 頁）

「いわゆる遺言無効確認の訴は、遺言が無効であることを確認するとの請求の趣旨のもとに提起されるから、形式上過去の法律行為の確認を求めることとなるが、請求の趣旨がかかる形式をとっていても、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めるものと解される場合で、原告がかかる確認を求めるにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されうると解するのが相当である。けだし、右の如き場合には、請求の趣旨を、あえて遺言から生ずべき現在の個別的な法律関係に還元して表現するまでもなく、いかなる権利関係につき審理判断するかについて明確さを欠くことはなく、また、判決において、端的に、当事者間の紛争の直接的な対象である基本的な法律関係たる遺言の無効の当否を判示することによって、確認訴訟のもつ紛争解決機能が果たされることが明らかだからである。」

④ 遺産確認の訴え（最判昭和 61 年 3 月 13 日民集 40 卷 2 号 389 頁）

「遺産確認の訴えは、右のような共有持分の割合は問題にせず、端的に、当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、したがって、これに続く遺産分割の手続において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができるところであるから、かかる訴えは適法というべきである。」

3. 確認の訴えを定めた立法例

①証書真否確認の訴え（民訴法第134条）

○規定の趣旨

法律関係の存否につき、文書が証拠方法として重要な役割を果たすが、文書の成立の真正がその実質的証拠力の前提となるため、真否の争いが訴訟のかなめとなることが多い。そこで、法律関係を証する文書の真否が判決で確定されれば、既判力によって当事者間では文書の真否が争えない結果、そこに記載されている法律関係に関する紛争自体が解決したり、その紛争解決に大きく役立つ蓋然性が高いことから、そのような文書に限って確認の訴えの対象となるとしたもの（注釈民訴（5）225頁）。

○「法律関係を証する書面」

その記載内容から直接に一定の権利関係の存否が証明される書面であり、契約書、遺言書、定款、寄附行為、贈与の意思を表明した手紙などのほか、手形、貨物引換証のように証書自体が権利を表彰する有価証券もこれに該当する。他方、書面自体の内容から直接に一定の現在の法律関係の成立存否が証明されうる書面でなければならないから、過去の事実の報告を証明する書面はこれに該当しない。貸借対照表、検事が被疑者又は被告人の供述を録取して作成した書面、検察官の作成した聴取書、地方自治法による直接請求の署名簿、借主とその連帯保証人の記名捺印があるのみで貸主の署名（記名）捺印のない書面などは、いずれも「法律関係を証する書面」とはいえない（注解民訴（6）71～72頁）。

②株主総会決議不存在・無効確認の訴え（会社法第830条）

派生的権利を確認の対象とすることに代えて、それらの基礎にある決議の存在や効力を確認することが、紛争の抜本的、かつ、一挙的解決に資することに着目して、これについて確認の利益を認めたもの（伊藤眞『民事訴訟法』[第3版4訂版]150頁）。